

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 7 月 13 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社新田水道 ^{ニッタ スイドウ}
 住所 奈良市神功3丁目7番地の25
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 新田寿美
 電話番号 電話(0742)71-3300
 FAX番号 0742-71-3301
 メールアドレス gyoumu01@nittasuidou.com 印

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

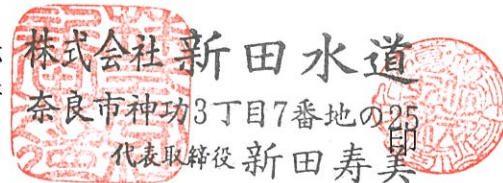
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 7 月 13 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社新田水道		
住 所	奈良市神功3丁目7番地の25		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 新田寿美		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
取締役	新田 桂丈	_____	
監査役	新田 寿美	安部 彩織	令和2年7月13日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

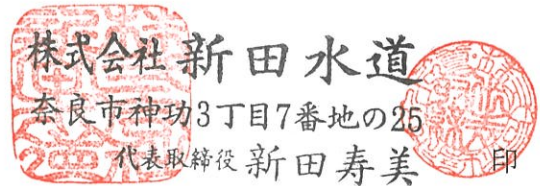
誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 7 月 13 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市神功三丁目7番地の25
株式会社新田水道

会社法人等番号	1500-01-001847		
商号	株式会社新田水道		
本店	奈良市柏木町393番地の8		
	奈良市神功三丁目7番地の25	昭和62年10月 2日移転	
公告をする方法	官報に掲載する。		
会社成立の年月日	昭和48年7月5日		
目的	1. 給排水、衛生、冷暖房設備等管工事全般の設計施工 2. 前号に附帯関連する一切の事業		
発行可能株式総数	2万4000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。		
役員に関する事項	取締役	新田 忠 夫	
			平成19年 8月16日重任
			平成19年 9月 7日登記
	取締役	新田 忠 夫	平成29年 8月17日重任
		平成29年 8月31日登記	

	取締役	<u>新田慶子</u>	平成19年 8月16日重任 平成19年 9月 7日登記
	取締役	新田慶子	平成29年 8月17日重任 平成29年 8月31日登記
	取締役	<u>新田寿美</u>	平成28年11月21日就任 平成28年11月22日登記
	取締役	新田寿美	平成29年 8月17日重任 平成29年 8月31日登記
	<u>奈良市神功二丁目12番地の7</u> 代表取締役	<u>新田忠夫</u>	平成19年 8月16日重任 平成19年 9月 7日登記
	奈良市神功二丁目12番地の7 代表取締役	新田忠夫	平成29年 8月17日重任 平成29年 8月31日登記
	<u>奈良市神功四丁目19番地の3</u> 代表取締役	<u>新田寿美</u>	平成28年11月21日就任 平成28年11月22日登記
	奈良市神功四丁目19番地の3 代表取締役	新田寿美	平成29年 8月17日重任 平成29年 8月31日登記
	監査役	<u>新田彩織</u>	平成28年11月21日就任 平成28年11月22日登記
	監査役	安部彩織	平成30年10月12日新田 彩織の氏変更 令和 1年 7月26日登記
		監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	平成28年11月22日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記

奈良市神功三丁目7番地の25
株式会社新田水道

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年5月8日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹

